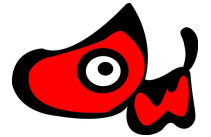


# 会津若松市に転入された方へ



ようこそ会津若松市へお越しいただきました。転入に伴う各種手続きについて、このチェックリストで再確認をお願いします。

(ご確認にあたって)

お手続きにあたり、具体的な内容については、直接、手続きを行う窓口にお問い合わせください。  
また、一部の手続きについては、北会津支所や河東支所、各市民センターでも対応しています。

北会津支所 (Tel.0242-58-1806)  
河東支所 (Tel.0242-75-2111)

湊市民センター (Tel.0242-93-2111)  
大戸市民センター (Tel.0242-92-2501)  
北市民センター (Tel.0242-22-1066)

南市民センター (Tel.0242-27-1780)  
一箕市民センター (Tel.0242-22-1788)  
東市民センター (Tel.0242-27-2045)

《受付時間：平日 8：30～17：00》

分野	No.	手続き内容	手続きに必要なもの	手続き窓口	備考	支所・市民センターでの可否	
						支所	市民センター
共通	1	転入の手続きをするとき	①転出証明書（前住所地の役所・役場が発行） ※ただし、マイナポータルや前住所地の窓口で特例転出を行い、転出証明書の交付がない場合は除く ②届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、健康保険の資格確認書等） ③マイナンバーカード ④（外国人のみ）在留カードまたは特別永住者証  ※③の継続利用を希望する場合は、下記の期間を過ぎるとカードが使用できなくなります。 ご注意ください。 ・転出予定日から30日を経過した場合 ・転入日（会津若松市に住み始めた日）から14日を経過した場合 ・転入届の提出日から90日を経過した場合	市民課 本庁舎 1階 Tel.0242-39-1229	※転入届は新しい住所に住み始めてから <b>14日以内</b> に手続きが必要で す。	可	※カードに余白がない場合は、市民課でのみ可 （本人のみ）  ※外国人については、市民課でのみ可
	2	【マイナンバーカード】 満15歳以上で、署名用電子証明書を使用して電子文書の送信を行っているとき （e-tax、ふるさと納税、ネットバンキング等）	マイナンバーカード ※カード所持者本人の来庁が必要です。 ※6～16桁の署名用電子証明書暗証番号の入力が必要です。			住民異動に伴うもののみ可	否
	3	印鑑登録をするとき	①官公署発行の身分証明書 （マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの） ②登録しようとする印鑑			※①が無い場合は保証人方式や文書照会方式での手続きも可	可
保険	4	国民健康保険に加入するとき	届出人の本人確認ができるもの （マイナンバーカードや運転免許証など） ※別世帯の場合には委任状が必要	国保年金課 本庁舎 1階 Tel.0242-39-1249		可	一部可
	5	前市町村で後期高齢者医療に加入していた場合	①（県内市町村から転入の場合）異動連絡票 ②（県外から転入の場合）負担区分等証明書 ③（お持ちの場合のみ）特定疾病療養受療証			可	否
	6	国保限度額適用認定証が必要なとき	①（お持ちの場合のみ）資格確認書 ②転入による国保加入者全員分及び世帯主の所得・課税・控除証明書 ③世帯主及び対象者のマイナンバーのわかるもの ④窓口に来られた方の本人確認書類 ⑤別世帯の方が手続きする場合は世帯主からの委任状	国保年金課 本庁舎 1階 Tel.0242-39-1244	受付のみ 後日郵送	可	否
	7	前市町村で国保特定疾病療養受療証の交付を受けているとき	①（お持ちの場合のみ）資格確認書 ②前市町村の特定疾病療養受療証（すでに前市町村に返却している場合は、申請書の医師意見欄に担当医からの証明が必要） ③転入による国保加入者全員分及び世帯主の所得・課税・控除証明書 ④世帯主及び対象者のマイナンバーのわかるもの ⑤窓口に来られた方の本人確認書類 ⑥別世帯の方が手続きする場合は世帯主からの委任状		受付のみ 後日郵送	可	否

裏面もご覧ください。

分野	No.	手続き内容	手続きに必要なもの	手続き窓口	備考	支所・市民センターでの可否		
						支所	市民センター	
福祉	8	前市町村で自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療）の交付を受けているとき	①医師意見書 ②マイナ保険証等 ③本人及び被保険者のマイナンバーのわかるもの（国保の場合は同一保険加入者全員分） ④本人の年金額がわかる書類等 ⑤届出者の本人確認書類 ⑥特定疾病療養受療証（お持ちの方）	【更生医療】 障がい者支援課 本庁舎 1階 Tel.0242-39-1241  【育成医療】 こども家庭課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1243	※支所での手続の場合は、受付のみ	可	否	
	9	前市町村で自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けているとき	①前市町村の自立支援医療費受給者証 ②マイナ保険証等 ③本人及び被保険者のマイナンバーのわかるもの（国保の場合は同一保険加入者全員分） ④本人の年金額がわかる書類等 ⑤届出者の本人確認書類	障がい者支援課 本庁舎 1階 Tel.0242-39-1241	※支所での手続の場合は、受給者証をお預かりします	可	否	
	10	前市町村で身体障害者手帳の交付を受けているとき	①現在お持ちの身体障害者手帳 ②マイナンバーのわかるもの ③届出者の本人確認書類		可	否		
	11	前市町村で療育手帳の交付を受けているとき	①現在お持ちの療育手帳 ②県外より転入の場合は本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ③マイナンバーのわかるもの ④届出者の本人確認書類		※支所での手続の場合は、手帳をお預かりします	可	否	
	12	前市町村で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているとき	①現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳 ②県外より転入の場合は本人の顔写真（縦4cm×横3cm） ③マイナンバーのわかるもの ④届出者の本人確認書類		可	否		
	13	前市町村で特別障害者手当・経過的福祉手当を受けているとき	①受給者本人の預金通帳 ②本人と同居家族のマイナンバーのわかるもの ③届出者の本人確認書類		否			
	14	前市町村で重度心身障がい者医療費助成を受けているとき	①現在お持ちの各種障害者手帳 ②本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバーのわかるもの ③マイナ保険証等 ④受給者本人の預金通帳 ⑤届出者の本人確認書類		可	否		
	15	前市町村で心身障害者扶養共済制度を受けているとき	①加入者の住民票 ②加入証書 ③印鑑		否			
	16	前市町村でその他各種障がい福祉サービスを受けているとき	右記へお問い合わせください。  ※18歳未満の場合はこども家庭課へお問い合わせください。		障がい者支援課 本庁舎 1階 Tel.0242-23-4244	否		
					こども家庭課 本庁舎 2階 Tel.0242-23-4545	否		
	17	各種健康診査を受けたいとき（各種がん検診等）	右記へお問い合わせください。		健康増進課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1245	否		
	子育て	18	児童手当を前市町村で受けているとき または転入を機に児童手当の請求者が変わる時	①届出者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ②請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの ③請求者名義の口座がわかるもの  （その他）市外で別居する配偶者、児童のマイナンバーのわかるもの  ※児童手当は転出予定日と同一月内、または転出予定日の翌日から15日以内の手続きがない際には受給できない月分が発生する可能性がありますので、上記の持参が不足でも期限内にお手続きください（不足分は後での提出可）。	こども家庭課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1243	郵送での手続も可	可	否
		19	子どもに関する医療費受給資格証の交付を受けるとき（0～18歳の子どもがいて、市国保以外の健康保険に加入）	①届出者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ②被保険者のマイナンバーのわかるもの（市外在住の方は必須） ③マイナ保険証等（子どもと被保険者の医療保険情報がわかるもの） ④被保険者（保護者）名義の口座がわかるもの	国民健康保険に加入した場合は登録不要	可	否	

分野	No.	手続き内容	手続きに必要なもの	手続き窓口	備考	支所・市民センターでの可否		
						支所	市民センター	
子育て	20	前市町村で児童扶養手当を受けているとき（はじめて受ける場合はお問い合わせください）	①届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ②手当証書 ③受給者本人の預金口座がわかるもの	こども家庭課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1243			否	
	21	ひとり親家庭に関する医療費受給資格者証の交付を受けるとき（はじめて受ける場合はお問い合わせください）	①届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ②申請者、子ども、扶養義務者のマイナンバーがわかるもの ③マイナ保険証等（申請者と子どものもの） ④申請者本人の預金口座がわかるもの					
	22	子育て応援パスポートの交付を受けるとき（他県からの転入）	特になし				可	否
	23	前市町村で特別児童扶養手当を受けているとき	①届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ②受給者のマイナンバーのわかるもの ③受給者本人の預金口座のわかるもの※  （※③は県外からの転入の場合のみ）				否	
	24	前市町村で障害児福祉手当を受けているとき	①届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ②受給者と扶養義務者のマイナンバーのわかるもの ③受給者本人の預金口座のわかるもの ※受給者本人以外の申請の場合、印鑑が必要になります。				否	
25	保育所、こども園、幼稚園、こどもクラブ等をご利用希望またはすでにご利用されているとき	右記へお問い合わせください。	こども保育課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1239		否			
妊産婦・子育て	26	妊産婦の健康診査受診票（新生児聴覚検査）の交付を受けたいとき	①母子健康手帳 ②前市町村の妊産婦の健康診査受診票 ③窓口に来られた方の本人確認書類	健康増進課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1245		否		
	27	乳幼児の健康診査受診票、予防接種券等の交付を受けたいとき	母子健康手帳			否		
介護	28	前市町村で介護保険の要介護認定を受けているとき	前住所地からの受給資格証明書 ※40～64歳の方は受給資格証明書に加え、医療保険情報の提出も併せて必要	高齢福祉課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1247		可	否	
税	29	市・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の口座振替の申し込みをするとき	右記へお問い合わせください。	納税課 本庁舎 3階 Tel.0242-39-1233  国保年金課 本庁舎 1階 Tel.0242-39-1248		否		
	30	125cc以下の原動機付自転車又は小型特殊自動車を持っているとき	①前住所地からの廃車届 ②届出人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）	税務課 本庁舎 3階 Tel.0242-39-1222		可	否	
	31	軽自動車（四輪・三輪）又は軽トラレーラーを持っているとき	それぞれの車種に応じて、右記にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 福島事務所 （福島市吉倉） Tel.050-3816-1837	下記代行機関でも可（代行手数料要）	否		
	32	125cc超～250cc以下の軽二輪バイクを持っているとき		東北運輸局 ヘルプデスク 福島運輸支局 （福島市吉倉） Tel.050-5540-2015	会津若松自家用自動車組合 （館馬町） Tel.0242-27-0210	否		
33	普通自動車又は250ccを超える二輪小型バイクを持っているとき				否			

分野	No.	手続き内容	手続きに必要なもの	手続き窓口	備考	支所・市民センターでの可否	
						支所	市民センター
その他	34	ごみや資源物を出す場所が分からないとき	お住まいの町内会へ直接お問い合わせください。 連絡先が不明な場合や、家庭ごみ処理有料化で分からないことがあれば右記へお問い合わせください。	環境共生課 追手町第二庁舎 1階 Tel.0242-27-3961			否
	35	くみ取り式便所のし尿くみ取りを開始・利用するとき	お住まいの地域により方法が異なります。 右記へお問い合わせください。	環境共生課 追手町第二庁舎 1階 Tel.0242-27-3961	転入手続きとは別に申込みが必要です。		否
	36	前市町村で飼い犬の登録をしているとき	前市町村で交付された鑑札 ※鑑札がない場合は右記へお問い合わせください。	健康増進課 本庁舎 2階 Tel.0242-39-1245		可	否
	37	上下水道等の使用を開始するとき	引越しをする4～5日前までに右記へお問い合わせください。	上下水道料金センター 上下水道局庁舎 Tel.0242-22-6172			否
	38	地下水を使用し、下水道などに接続している方	使用人数の変更が必要なため、右記までお問い合わせください。				否
	39	大塚山墓園・真宮墓地公園・一本木墓園・冬木沢墓園を使用しているとき	右記へお問い合わせください。	環境共生課 追手町第二庁舎 1階 Tel.0242-39-1262			否

★3月下旬から4月初旬および月曜日、金曜日は窓口が大変混みあいます。  
手続きに時間がかかる場合がありますので、余裕をもってお越しください。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

2026年4月1日現在